

1. 動植物・食品関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定 各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
1. 食品衛生				
(1) 基準の国際整合化等				
1 (ハチツワイ) 厚	82020	当面、果実酒に準じて取り扱う。	昭和57年8月、左記措置を実施。	
2 (ビールに含まれる二酸化ケイ素) 大厚	83107	食品添加物として指定されることを前提に、酒税法上においても、酒類への混和を認める予定。	昭和57年10月、左記措置を実施。	
3 (乳酸) 厚	83134	食品添加物としての含量規格をFAO/WHOの規格値(50～90%)に改正するよう検討する。	昭和61年11月、左記措置を実施。	
4 (無糖れん乳(エバミルク)) 厚	85224	乳固形分量の規格について国際整合化を検討する。	昭和61年11月、乳固形分の規格を25%以上と定めた。	
5 (ミネラル・ウォーター) 厚	85174	規格基準を作成することとし、諸外国の実情調査を含め検討を進める。	昭和61年5月、規格基準を改正。	
	厚 88342	国際規格への整合化の観点から、成分に関する規格基準の見直しを行っていく。	平成6年12月、ヨーロッパ地域食品規格を参考として規格基準を改正。	
	厚 20103	輸出国公的検査機関制度及び輸入食品等事前確認制度の広報に引き続き努める。特に、輸入食品等事前確認制度については、速やかに登録が行われるよう各国との協議を速やかに進める。	輸出国公的検査機関制度については、平成8年5月、EUからのワインの輸入者等に対する当該制度の周知を行う旨、検疫所等に通知した。なお、同制度には、平成10年3月現在、50カ国2,481機関が登録。輸入食品等事前確認制度は平成6年3月導入以来、在京大使館への説明会の開催等制度の普及に努めている。なお、平成10年3月現在、90品目が登録。	
	厚 20103	日EU間の合意に基づく微生物検査に関する輸入時の提出書類の簡素化について広報を行い、同様の対応を希望する国については、その微生物基準に応じて合意を推進する。	提出書類の簡素化に関する広報に努めているところであるが、平成10年3月現在、日EU間の合意と同様の対応を希望している国はない。	*
厚 20103	検疫所に提出すべき書類については、各検疫所毎に輸入者の目に触れる場所に公示し、要請があれば配付する体制とするよう平成7年4月に改めて全国の検疫所に文書で指導する。	平成7年4月、左記措置を実施。		
6 (アスコルビン酸パルミン酸エステル) 厚	87271	食品添加物としての指定申請は従来されていない。	平成3年1月、食品添加物に指定。	

1. 動植物・食品関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定 各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
7 (香料に含まれるジエチルグリコールモノエチルエーテル)	厚 90394 90415	英国、オランダ、イタリアからの輸入香料について、英国及びオランダ産は平成2年12月、イタリア産は、平成3年3月に食品衛生法による検査を解除した。		
8 (ラム ツーセージ)	厚 90410 90411 90412	平成5年3月、食肉製品の規格基準を改正し、微生物規格の全面見直しや加熱殺菌基準の新たな追加等を実施した。		
9 (フルーツジャムに含まれるソルビン酸カリウム)	厚 92487	使用基準は、0.50g/kg以下と規定している。	ソルビン酸カリウムの使用基準を1.0 g/kgと変更した。	
10 (乳及び乳製品の容器包装)	厚 94510	複数の層により構成され、一体構造で分解が不可能であるものについては、全ての層を合わせて強度試験を行うよう 厚生省指定機関に対し指導を行う。	平成6年8月、左記措置を実施。	
11 (生めん羊乳のアイスクリーム原料としての使用)	厚 95538	乳等省令の定義ではアイスクリームの原料として生羊乳が含まれていないが、実態調査を行った上、乳等省令の改正を検討していく。	平成10年3月、乳等省令を改正し、生めん羊乳等をアイスクリームの原料として認めた。	
12 (ポリビニルポリピロリドン)	厚 21102	平成6年度中にも、食品添加物に指定する方針。	平成7年4月、食品添加物に指定。	
13 (食肉中の薬物残留基準)	厚 30104 90414	既に国際基準が設定されたものは、可能な限り早く国際基準との整合化を図る。その際、設定予定の品目とその時期を明確にし公表する。また、国際機関の基準設定作業がある程度の段階に達したら、可能な限り早く基準を設定する。	国際基準(コーデックス基準)で勧告された12物質のうち、平成8年7月施行済のオキシテトラサイクリン等6物質に加え、スルファジミジン等の5物質について、平成9年3月に基準値を設定(平成9年10月施行)。	○
	厚 30104	国際基準が未設定であっても、早急に国内の残留基準の設定を進めるとともに、国際基準の設定にも貢献する。	毒性評価を行う国際機関(JECFA)において我が国の委員を通じ、幅広く資料の収集を行うとともに、安全性に関する資料の提出も実施している。	○
	厚 30104	食品衛生調査会での審議の一層の迅速化を図る。	個別専門的評価を行う分科会の活用により、食品衛生調査会の作業合理化を図り審議の迅速化を推進。	
	厚 30104	内外の要望等に基づきプライオリティリストを作成し、設定の時的的目途を含め平成8年度中に内外に公表する。	平成9年3月、プライオリティリストを公表し、早急に基準値の設定を検討するモキシテクチン等4物質及び資料が整備され次第検討するアザハロン等14物質品目を示した。	
14 (マスタードに含まれる二酸化硫黄)	厚 41103	マスタードに対する二酸化硫黄の基準値は、30ppmである。	平成9年4月、ディジョンマスタードについて、二酸化硫黄の基準値を30ppmから50ppmに改正。	

1. 動植物・食品関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
(2) 検査の簡素化等				
1 (ハチミツ) 厚	82009	輸出国政府発行の証明書が添付してあれば、原則として抗生物質の検査を免除するよう各食品衛生監視員事務所に通知する。	昭和57年4月、左記措置を実施。	
2 (成分、内容等が同一と考えられる貨物の継続的輸入) 厚	82011	証明書の有効期限は原則として6か月間とするよう各食品衛生監視員事務所に通知する。	昭和57年9月、左記措置を実施。	
3 (ワインの輸入検査) 厚	82033	輸出国公的検査機関等の試験データを受け入れる。	昭和57年4月、左記措置を実施。	
4 (装飾用ガラス製ビールジョッキ) 厚	86258	装飾用に用いられ、かつ、その旨表示があれば、食品衛生法は適用しない。	昭和62年2月、左記措置を実施。	
5 (食器の輸入検査) 厚	89383	費用のかからない行政検査の受入れ数を拡大し、検査費用の低減を図る。		
6 (フローズン・ヨーグルト) 厚	91447	特定の条件の下で特定の食品及び検査項目について、例外を設けることの可能性について今後検討する。	平成6年3月、輸入食品等事前確認制度を実施(フローズン・ヨーグルトを含め55食品が登録されている)。	
	厚 91447	平成3年6月、同一製造所、製造年月日、材料のフローズン・ヨーグルトが分割輸入される際の乳酸菌数の検査は、初回輸入貨物の到着時の検査結果をその後3ヶ月以内に輸入される製品に適用する旨、通達にて各検疫所へ通知した。		
7 (生のピスタチオナッツ) 厚	40102	輸入時におけるアフラトキシン検査の取り扱いについて、平成9年度中を目途に検討する。	生産・加工における保管、貯蔵等の状態等について現在調査中であり、平成9年度の調査結果等と合わせて検討し、平成10年度に結論を出す予定。	○
(3) 表示制度				
1 (加工原料のみに使用される食品) 厚	85169	適切な保管、使用等を妨げない範囲で表示方法の簡素化について準備を進める。	昭和62年12月、左記措置を実施。さらに、一部の食品については、送り状への記載をもって容器包装への記載へ代えることができることとした。	

1. 動植物・食品関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
(日付表示) 厚農	00101 90422	食品日付表示について、基本的に製造年月日表示に代えて期限表示制度を導入するべく検討を進め早急に結論を得る。	平成6年12月、厚生省は食品衛生調査会の諮問を経て、厚生省令等について、農林水産省は、農林物資規格調査会への諮問を経て、JAS規格、品質表示基準について、製造年月日等を期限表示に切り換える旨の改正を行った。	
2. その他の食品関係				
1 (輸入澱粉) 厚農	88349	輸入された澱粉については政府への売渡義務を課しており、政府以外への売渡しには許可が必要である。	平成7年4月、輸入澱粉の政府への売渡義務を廃止。	
2 (乳製品) 厚農	10103	日本乳業技術協会が実施している指定乳製品の輸入検査について、輸入食品等事前確認制度のもとで外国検査データを受け入れる。	平成7年10月、オーストラリアの酪農製品20品目について登録し、外国検査データを受入れ輸入時の検査を省略とした。	○*
	10103	同協会が実施する畜安法及び不足払い法に基づく検査について、外国検査データの受入れについて速やかに問題提起者と意見交換を行い、結論を得る。	平成6年7月、7年2月にオーストラリア側と意見交換を行い、検査の目的等を説明した。今後も意見交換を継続していくことで合意している。	
	10103	同協会の検査基準・方法について、平成6年7月中を目途に、詳細な英文ガイドブックを作成し、外国人事業者の理解を容易にする。	平成6年7月、左記措置を実施。	
3. 植物防疫制度の改善				
(1) 国際基準への整合化等				
1 (病害虫の取扱) 農	10102 95529 20101	検疫の対象としない病害虫を可能な限り明確に示すことを将来的な課題として、病害虫が国内で分布するものと同一の系統であるかを実証する方法の開発を推進するとともに、こうした手続についての国際的合意の形成に向けての国際植物防疫条約事務局におけるPRA等の作業に積極的に参画する。	平成7年10月、我が国専門家も積極的に参画し決定されたSPS協定に基づく植物検疫の病害虫危険度評価(PRA)に関する国際基準を踏まえ、我が国の実態に応じたPRAについて検討し、その検討結果に基づき検疫措置を決定し、植物防疫法の一部改正を行った(平成9年4月施行)。これにより、検疫の対象としない病害虫を明示した。	

1. 動植物・食品関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定 各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
(2)個別品目				
1 (スワジランド・南アフリカ産の柑きつ類)	農 82048	輸出船積前の消毒検査を原則としており、船上消毒は認められない。	平成3年以降、日・南アフリカ間で航海中の低温処理につき技術的な協議を行い、平成7年5月に当該処理による輸入を認めた。	
2 (ドラセナ(観葉植物))	農 84142	輸入検疫の際の抽出比率(50%以上)を引下げることが困難である。	平成4年6月、50%以下の抽出率による検査も可能とした。	
3 (切り花)	農 84144	成田空港における植物検疫の迅速化を図るため、昭和59年度に検疫官を増員し、燻蒸庫の増設を行う。	昭和59年4月、昭和60年4月、左記措置を実施。	
	農 86234	昭和61年度には、成田空港の貨物貯蔵施設が拡充されることになっており、これを受けて十分な受検準備が整えられれば検査の迅速化を図るべく施設内検査の実施を検討する。	平成元年11月、植物検査場所の拡張及び検査官の増員により対応。	
	農 87315	オランダで検査確認を受けた切花について我が国で実施している輸入検査(1%抽出)は、現状では、免除できない。今後、再汚染等が防止できる客観的措置が講ぜられれば輸入時の1%抽出検査の簡素化を検討する。	平成4年7月、通達改正を行い、輸入本数によっては、抽出率が1%以下の検査も可能とした。	
	農 10102	コロンビア産切り花についての輸出前検疫制度の導入については、平成5年4月の同国からの要請を受け、同年9月に両国の植物検疫システムの概要を文書で交換したところであり、その可能性の検討を速やかに進める。	平成8年10月、コロンビア産切り花について、事前検査確認制度を導入した。	
	(大)農(運) 20101	検査の効率性を確保しつつ受検者の負担を軽減できるような検疫時のサンプリング方法等について、専門家の意見も聴きつつ、さらに検討する。	2段階抽出検査の導入は、専門家も条件付きで評価したが、植物検疫の現場に導入できるかどうか検討した結果、再検査の際の検査時間の増大及び再度の抽出作業による切り花の品質低下等の問題もあり、導入は困難との結論に達した。	
(大)農(運) 20101	事前検疫を受けた切り花については、違反事例の生じた原因について、関係国の専門家との協議により究明し、その結果を踏まえ、確認検査をランダムチェックとすることの可否について、二国間で協議する。	平成8年3月、不正事例が続いており、ランダムチェック制への移行は不可能であることをオランダ側が理解した。		

1. 動植物・食品関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考	
(大)農(運)	94518 20101	成田空港における国際貨物上屋については、平成7年中に第4貨物ビルを完成させることにより拡充する。関係者が、利用者の意見を聴取する機会を速やかに設け、その結果を踏まえ、倉庫、仕分け場所のそれぞれについて、速やかに所要の改善を行うことを促す。また、検査待ちの間サンプルを存置する場所についても、屋根掛けを行う	平成7年12月、第4貨物ビルが完成した。完成前には、日本切花輸入協会等関係者の意見を聴取した。平成9年6月、検査準備をしている間、切り花が存置される場所の屋根掛け作業が終了した。		
(大)農(運)	20101	成田空港における燻蒸料金については、利用者ど燻蒸業者が意見交換を行い改善方策を検討するよう促す。また、国際貨物上屋の整備にあたっては、関係者が燻蒸倉庫の増設スペースを確保するよう対応を促す。	平成7年8月、関係者間で話し合いが行われ、燻蒸料金の改善が行われた模様。空港公団から関係者に対し、燻蒸倉庫の増設スペースが確保されている旨説明(平成7年6月)。		
4 (フィリピン産パイナップル)	農	84160	フィリピン産用の殺虫方法を確立する必要がある。ハワイ産等の果実と同一の消毒条件を準用することはできない。	昭和61年、63年に技術協力をを行い、その後、殺虫技術が確立したので、平成6年に輸入解禁とした。	
5 (オランダ産球根類)	農	87314	両国の専門家間で、隔離栽培の廃止について技術的な観点での検討が進められている。	昭和63年以降、一定の条件の下、8種の球根について隔離検疫を免除した。	
6 (フランス産リンゴ)	農	10102	同国からの解禁要請を受けて現在両国の専門家間で行っている技術的検討を速やかに進める。	平成9年9月、輸入を解禁した。	
7 (オーストラリア産リンゴ・マンゴウ)	農	10102	同国が現在実施している追加試験の結果を受けて、解禁手続を速やかに進める。マンゴウについては、同国との検疫措置についての最終合意を得て、解禁手続を速やかに進める。	リンゴについては、平成9年5月に火傷病が発見されたため、解禁手続を停止した。オーストラリア側による発生調査結果について照会中である。マンゴウについては、蒸熱処理を行うこと等一定の条件の下に、平成6年10月、輸入を解禁した。	○*
8 (コロンビア産ビタヤ)	農	10102	技術協力を積極的に行い、他の果実については、同国からの具体的要望を待って、今後蒸熱処理による輸入解禁について専門家協議等の場で検討する。	ビタヤのミハエ殺虫技術については、平成7年から9年まで日本側専門家による技術協力をを行い、現在試験レポートをコロンビア側で取りまとめ中。(注)平成10年8月にコロンビア側から試験レポートが提出され、現在これについて	○*
9 (オーストラリアにおけるフルーツ・フライ・エリア・フリーダム指定地域の拡大)	農	10102	同国からの具体的データの提出を受け、米国等が認めた際の調査結果をも活用して、速やかに所要の確認を行う	平成6年7月、豪当局から資料が提出された。平成8年6月、豪側から本件については本国において再検討を行う旨所管省に通知があったが、その後現在まで提案はない。	*

1. 動植物・食品関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
10 (オーストラリア産オレンジ及びレモンの低温処理)	農 10102	低温処理の日本側植物防疫官による確認については、検査負担の軽減方を十分に検討し、関係当局間で速やかに調整する。	日本側植物防疫官による確認の結果、平成6年9月にオーストラリアに対し低温処理の適切な実施を要望。今後、検査負担の軽減に資するべく両国の植物防疫官の業務分担を検討することとしている。	*
11 (タイ産マンゴ)	農 30101	蒸熱処理については、現場であったとされる問題事例等に係る事実確認を行うとともに、日本側植物防疫官による確認を不要とする可能性及びそのための条件について、日・タイ間で早急に話し合いを行う。	平成8年4月の日・タイ専門家会合等で、問題事例は、重要な技術的問題があったことを確認し、タイ側も蒸熱処理施設の維持管理の問題については認識し、日本側植物防疫官の派遣の必要性を認めた。	
	農 30101	費用の問題については、タイ側の負担軽減の可能性及びそのための方策について、日・タイ間で早急に話し合いを行う。	費用の問題については、両国の連絡を密にし、日本側植物防疫官の必要最小限の滞在日数を設定することにより、両国が合意し、タイ側の負担を軽減した。	
12 (イネクワ、苡穀等)	農 31112 94515	朝鮮半島及び台湾を除く諸外国からの輸入を禁止している。ただし、輸出国において輸入を可能とする科学的データの提出があれば、技術的検討を行う。	平成8年、中国産畳床については、消毒技術が確立したので輸入を解禁した。	
(3) その他				
1 (冷凍果実輸入に係る冷凍温度の記載)	農 86244	輸出国植物防疫当局による植物防疫証明書に限らず、製造業者等が作成した凍結温度証明書の植物検疫証明書への添付でも認めることとした。	昭和61年7月、左記措置を実施。	
2 (タケ方式による植物検疫証明の受入)	農 86256	種子等小包パックの輸入の際、輸出国政府の植物防疫証明書添付に代えて、タケ方式による証明も認めることとし、昭和62年2月、英国植物検疫当局あて通知した。		
3 (米製調整品)	農 87335	米粉調整品については、病害虫の寄生の恐れがないことが確認できる資料の提出があれば、植物防疫に係る検査を行わないこととする。	昭和63年1月、左記措置を実施。	
4 (植物防疫制度の広報)	農 10102	我が国の制度についての英文資料等については、理解をより容易にする等の観点から内容の充実を図る。	英文資料を作成し、平成7年3月及び平成8年4月、在外公館等へ配布。	

1. 動植物・食品関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定 各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
4. 動物検疫				
(1) 食肉関係				
1 (米国産ビーフジャーキーのシンガポールからの輸入)	農 87261	関係国との打合せの後、解禁のための規則改正を行う。	昭和63年7月、左記措置を実施。	
2 (偶蹄類の動物の肉等の加熱処理基準)	農 20102	油で揚げの方法による病原体の殺滅効果に関する科学的試験データの提出後には、基準追加に至る時期的目的を明確にし、関係国と技術的協議を速やかに行う。	平成7年2月、提出すべきデータについて、タイ国専門家に説明。平成8年4月、タイ側から科学的試験の中間報告を受け、試験方法等についての助言等を行った。	○ *
(2) その他				
1 (米国産ミツバチ)	農 82003	連邦政府の検査証明書がない場合は、所要の検疫を行うことにより輸入可能とする。	昭和57年10月、左記措置を実施。	
2 (生体牛・豚)	農 87267 87318 90413	動物検疫所について、昭和62年度には畜舎整備面では前年度分と合わせ約9%の収容能力の増大を図り、検査官を10名増員しているが、63年度以降も引き続き施設の拡充等を図る。	平成5年に北海道出張所胆振分室を新設し、平成8年には、同分室の検疫施設を増設した。	
5. JAS				
1 (豆乳)	農 82077	豆乳 JAS規格検討小委員会を発足させ、具体的な検討作業に着手した。	昭和60年10月、豆乳類のJAS規格を改正した。	
2 (白系ぶどう果汁)	農 10101	白系ぶどう果汁に対応するためのJAS規格の改正については、平成6年7～8月を目途に告示の改正を行う。	平成6年10月(11月施行) JAS規格の改正により、白系ぶどう搾汁の基準値を設定した。	
3 (JAS143(針葉樹の構造用製材))	農 10202	ラジアタ松の品質基準として、髓心部又は髓に関する基準を設定する可能性について、速やかに技術的検討を進める。	平成6年5月以来、関係者との間で意見交換を進めてきており、必要な場合は、改正を行うこととしている。	○ *
4 (JAS702(機械による曲げ応力等級区分を行う2×4工法用製材))	農 10202	材縁部における節の量と強度との相関関係について共通の理解を得るよう速やかに意見交換を行う。	平成6年5月以来、関係者との間で意見交換を進めてきており、必要な場合は、改正を行うこととしている。	

1. 動植物・食品関係

事項名(所管省庁)	番号	対策本部決定・各所管省庁における当初の対処方針	現状	備考
5 (JAS601(集成材)及びJAS2054(構造用大断面用集成材))	農 10202	ラジアタ松をより上位の等級に区分する可能性、及び個々の製材についてその都度等級区分を行う基準の導入を併せて検討し、平成7年11月を目途に結論を得る。	平成8年1月、両規格を統合し、新たな構造用集成材規格を制定したことにより、個々の製材毎に等級区分を行うことを可能とした。	
6 (果汁飲料)	農 30102	果汁のJAS規格の改正について、平成8年度中を目途に具体案をまとめる。	平成9年9月、改正の具体案が農林物資規格調査会で了承された。今後、事前意図公告、官報告示を行い、平成10年8月を目途に施行する予定である。(注)平成10年7月22日、農林水産省告示第1705号(平成10年8月21日施行)で全面改正済み。	○
	農 30102	オレンジ果汁の酸度、グレープ果汁のアミノ態窒素、灰分については、国際規格に規定がないという点も踏まえ、その必要性につき早期に結論が得られるよう努める。	平成10年8月を目途に、コーデックス規格にないオレンジ果汁の酸度、グレープ果汁のアミノ態窒素、灰分などの品質要件を削除する予定。	
6. 飼料				
1 (添加物審査の迅速化等)	農 90417	飼料添加物の指定に係る農業資材審議会においては、審議すべき案件が相当数そろってから適宜開催してきたが、今後は原則として年1回開催し、審議の一層の促進を図る。	飼料及び飼料添加物の審議品目が増えていることに対応し、近年では、農業資材審議会は年3回開催している。	
2 (諸制度に関する意見交換)	農 00310	飼料穀物に関する諸制度について、問題提起者と官民を含めた意見交換等を引き続き行い、事実認識の共通化を図る。	従来から関係者による情報交換会議等を開催してきたが、今後とも新たな申し入れ等があれば、すみやかに話し合いを行うこととしている。	
3 (添加物の指定制度の見直し)	農 30103	外国データの受け入れによる国内試験の簡素化については、平成8年度中を目途に、農業資材審議会での検討結果をとりまとめ、それを踏まえた対応を行う。	平成9年12月、農業資材審議会において外国データ受け入れ拡大の方針が了解され、平成10年3月、飼料添加物の評価基準の制定について通達改正を行った。	